

令和3年度モデル団体の最終報告の概要（様式1-2・2-2）（抄）

～令和3年度各モデル団体における個別避難計画作成のステップやプロセス～

令和4年度個別避難計画作成モデル事業 合同研修会

令和4年8月4日

別冊目次

注)別冊は大部であるためオンラインで提供します。目次と URL は以下のとおりです。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/r3model_extra_issue.html

1. モデル団体の最終報告

※個別避難計画作成モデル事業実施団体（モデル団体）一覧（事業類型）
各モデル団体（市区町村）ごとに、どのような事業類型に取り組んだのかを一覧にしています。
参考とするモデル団体を探すなどの場面で御活用ください。

(1) 市町村事業

- ①最終報告の概要(様式1-2)※モデル団体ごとに最終報告の概要をスライドにしたもの。
- ②最終報告書(様式1-1)※モデル団体ごとに令和3年度事業の取組の具体的な内容を記載したもの。

(2) 都道府県事業

- ①最終報告の概要(様式2-2)※モデル団体ごとに最終報告の概要をスライドにしたもの。
- ②最終報告書(様式2-1)※モデル団体ごとに令和3年度事業の取組の具体的な内容を記載したもの。

2. 参考資料

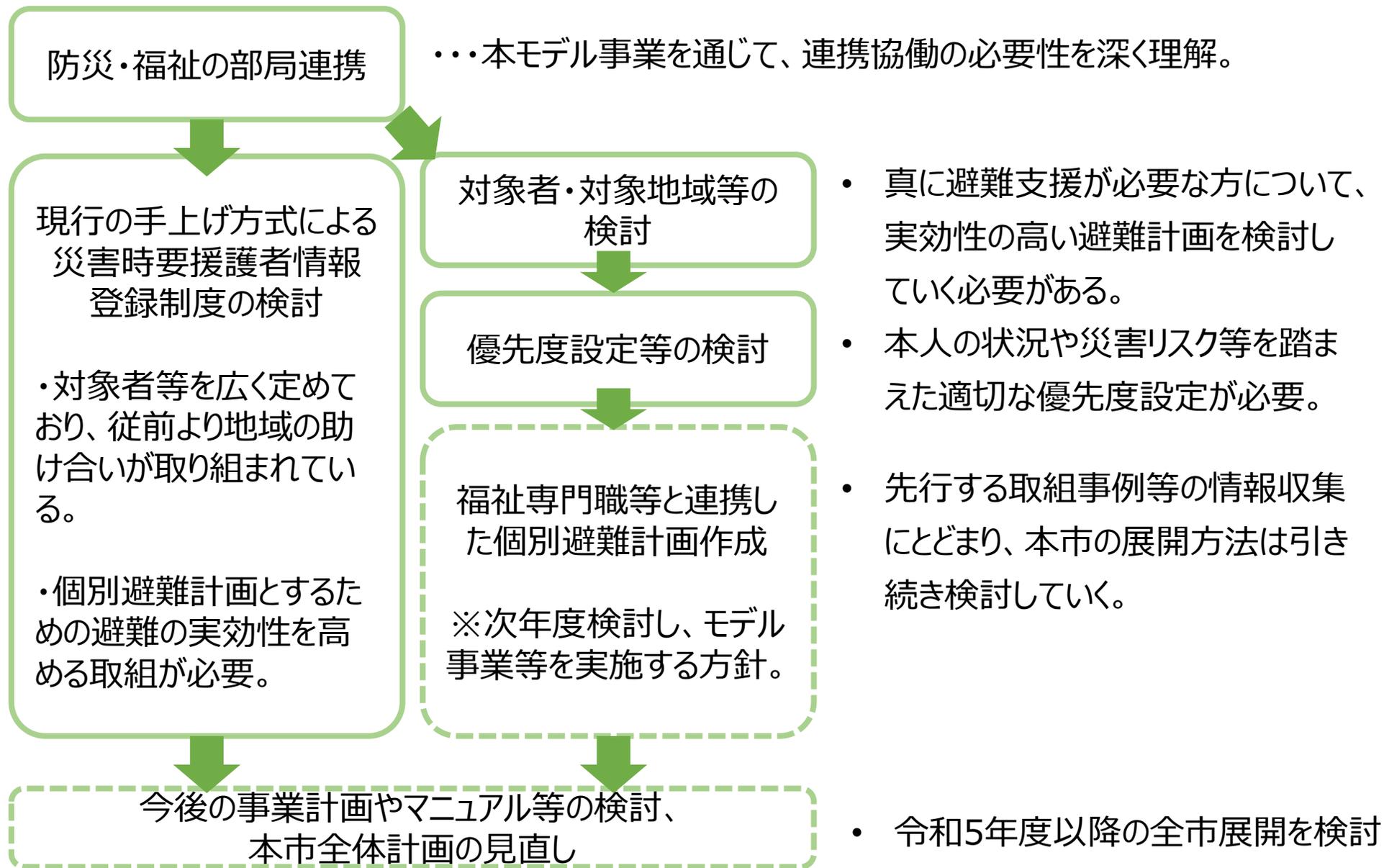
(1) モデル事業の資料(ノウハウ共有ミーティング等内閣府作成資料等)

- ①福祉避難所の確保・運営ガイドライン 主な改定のポイント(令和3年5月)【合同研修会】
- ②モデル団体等の懸案事項に関する情報提供【第2回ノウハウ共有ミーティング】
- ③「庁内・庁外連携」と「福祉避難所」に関する取組事例と留意点
～第2回ノウハウ共有ミーティングの議論を踏まえ～【第3回ノウハウ共有ミーティング】
 - 参考資料: 個別避難計画作成における福祉避難所への直接避難の検討状況
 - 参考資料: 個別避難計画の作成に係る支援策等
 - 参考資料: 福祉避難所に係る支援策等
- ④モデル団体等からの質問に対する内閣府からの回答【第3回ノウハウ共有ミーティング】
- ⑤在宅医療機器非常用電源の確保に関する地域の取組事例
【第3回ノウハウ共有ミーティング】
- ⑥コミュニティ助成事業(一般財団法人自治総合センター)
【第4回ノウハウ共有ミーティング】

- ⑦消防防災施設・設備の整備のための財政措置活用の手引きの周知等について
【第4回ノウハウ共有ミーティング】
 - ⑧(参考)災害ボランティアセンター以外の活動も対象に新しいボランティア保険「しえんのおまもり」スタート
←一般社団法人 FUKKO DESIGN 理事 木村充慶【第4回ノウハウ共有ミーティング】
 - ⑨「優先度」「避難支援等実施者」「地域連携」に関する取組事例と留意点
～第3回ノウハウ共有ミーティングの議論を踏まえ～【第4回ノウハウ共有ミーティング】
 - 参考資料: 地区防災計画との連携
 - ⑩個別避難計画作成モデル事業の中間報告について
～第4回ノウハウ共有ミーティングにおける発表等より～【第5回ノウハウ共有ミーティング】
 - 参考資料: 主任介護支援専門員法定外研修への位置づけ事例
 - ⑪クラウド型被災者支援システムについて【第5回ノウハウ共有ミーティング】
- #### (2) モデル事業以外の資料
- ①避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果(令和3年3月30日公表)
 - ②避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針
 - ③福祉避難所の確保・運営ガイドライン

スライドの見出し	記載内容の概要
取組の経緯、作成に向けた決意	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別避難計画作成に向けたストーリー ○ 個別避難計画を作成する取組に対する、関係者の「意気込み」「姿勢」「熱意」など。また、取組を通じた変化 ○ 個別避難計画を作成して良かったという声 <p>※ 都道府県は、管内の市区町村の取組状況を踏まえて可能な範囲で記載など</p>
取組のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○ モデル事業の1年間における取組のポイント（アピールポイント、力を入れた点、取組の重点など） ○ 検討したことも含めて記載 <p>など</p>
令和3年度末時点での課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年度末時点における課題 ○ 今後の対応の方向性 <p>など</p>
個別避難計画作成のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> ○ これから個別避難計画の作成に取り組もうとしている自治体が、どのようなことに取り組めばよいか、取組の全体像が把握できるように、個別避難計画の作成の手順、段取りを記載 ○ フローチャートにする等、分かりやすく記載 <p>※ 都道府県は、管内の市町村の最大公約数的なステップやプロセスを記載</p>

■ 本モデル事業での検討事項等



合意形成

- 庁内の「防災部局」と「福祉部局」との連携・協働体制を確保する。
- 内外のステークホルダへの理解の促進に努め、先進例を調査し、作成方針を決定。

試行事業

- 試行事業を実施した振り返りから、問題点、課題、トレードオフ等を明確化する。
- 必要に応じて、当初の問題の定義、手法等を修正し、妥協点も念頭に置いておく。

制度設計

- 最初から、100点満点の制度設計をせず、出来ることから漸次改善をしていく。
- 負担軽減のため、標準化・簡略化に努め、丁寧なマニュアルとQ&Aを作成する。

展開継続

- 作成者の意見をよく聴き、ブラッシュアップのために「防災研修」は必ず毎年実施する。
- 作成者の取組みの継続に向けて、モチベーションUPやインセンティブ策を検討。

点検改善

- 制度上の未完成部分を少しずつ改善しながら、新たな課題への解決策も検討する。
- 事業継続に必要な財源を確保するため、KPIを定め、費用対効果を見える化。

【令和3年度課題の解消】

STEP 1

- 避難行動要支援者マニュアル改定

STEP 2

- 地域ケア会議で作成会を実施
※ケア会議は、年間72回実施

STEP 3

- 一斉避難訓練時に避難計画実効性を検証

【マニュアル体制の見直し】

担当部署	内 容
防災部局	1. 災害情報伝達機器等整備 2. 避難所における資機材整備 3. 自主防災組織結成促進 4. 名簿の共有
福祉部局	1. 避難行動要支援者の把握 2. 名簿情報の作成・管理・更新 3. 個別避難計画) 作成・管理 4. 避難行動要支援者情報更新・管理



①個別避難計画作成する地区を選定

- ・避難行動要支援者の優先度によりつけた地区の優先順位に基づき地区を選定

②個別避難計画について避難支援者となる自治会や地域住民等に説明

- ・「リーダー研修会」を開催し、個別避難計画について説明
- ・ケーススタディ事例を用いて、「防災行動計画シート」を作成してもらい計画の作成支援をできるようにする。

③「防災行動計画シート」の作成

- ・個別避難計画作成する関係者が集まり地区ワークショップを開催
- ・個別避難計画について避難行動要支援者本人・家族に説明
- ・個別避難計画と同時にマイ・タイムライン、地域で支援するためのタイムライン（コミュニティタイムライン）を作成

④避難訓練の実施

- ・「防災行動計画シート」に基づいた避難訓練を行い、計画の実行性を検証

①先進自治体の事例研究を行い、資料や情報の収集をすると同時に、課題を抽出する。



②個別避難計画作成の主管部局を決定するほか、庁内の業務所管を決めるため、関係部局によるワーキンググループ等を結成し、体制づくりに向けた協議を行う。必要に応じて外部機関へ参画を依頼し、庁内外の連携体制を構築。防災部局と福祉部局がこまめに協議を重ね、互いの立場を理解し合い、一人の犠牲者も出さないという目標に向かって連携を図った。



③ワーキンググループ内で、取組方針や個別避難計画の様式作成に関する協議を行う。



④（地区防災計画策定地区のみ）地区版の個別避難計画である「お助け名簿」の情報から、公助による支援を必要とするか確認する。



⑤避難支援者の確保に向けて、関係機関と協議を行う。



⑥福祉事業所向け説明会を開催し、福祉専門職等に個別避難計画作成を委託する。

避難行動要支援対象者の調査及び登録の案内

- ・ 普段から地域の要配慮者と関わり地域の実情に詳しい民生委員・児童委員に、避難支援を必要とする人の調査を依頼し、避難行動要支援者名簿への登録申請を取りまとめてもらう。

「住民支え合いマップづくり」開催（年一回）

- ・ 地図上で地域住民同士が、避難行動要支援者等の状況、地域課題等について情報を共有
- ・ 地域支援者として、自治会長、民生委員・児童委員、警察、防災ボランティア、消防団員、学校関係者など、地域の実情を把握している方が参加。
- ・ 災害発生時等に駆けつけられる支援者や危険個所などの地域の情報を地図に示し、共通理解を図る。
- ・ 各自治会ごとに要支援者区分シートを基に優先度を4段階（S・A・B・C）に分ける。
- ・ 優先度の高い避難行動要支援者（S・A）について個別避難計画を作成。

専門職との連携及び福祉避難所の振り分け

- ・ 地域支援者主体で作成された個別避難計画について、福祉専門職と連携。要支援者の状況をより詳しく把握する。
- ・ 避難行動要支援者の状態によって村内に3ヶ所ある福祉避難所へ直接避難できるよう、福祉避難所の振り分けとそれぞれの避難経路を作成し、地域支援者及び要支援者本人へ配布

優先度の高い避難行動要支援者について、個別避難計画を策定
毎年「住民支え合いマップづくり」を開催することで計画を更新及び新規策定

令和 2 年度

避難所の位置づけ変更

要支援者対象者の検討

福祉避難所の指定

令和 3 年度

7月

福祉避難所への説明会の実施

福祉専門員への説明会の実施

個別避難計画の作成依頼（要支援者）

8～3月

個別避難計画の作成（福祉専門員）

3月

福祉避難所へ計画書の提供

令和
4 年度

避難訓練の実施

①準備

- ・庁内外における検討体制の整備
- ・関係団体への参加依頼



②検討会

- ・マイルストーンの共有
- ・既存業務工程の洗い出し、個別避難計画作成の標準的な取組フロー（様式含む。）の検討
- ・ハイリスク者の判断基準の検討



③実証テスト

- ・標準取組フローに基づく個別避難計画作成



④問題解決

- ・実証テスト結果により把握した問題の整理、構造化、分析、結果の統合、見直し



⑤説明・公表

- ・個別避難計画作成の標準的な取組フロー等の公表
- ・取組フロー等の説明、中間目標地点、節目のポイント地点の共有

1. 連携体制の確保

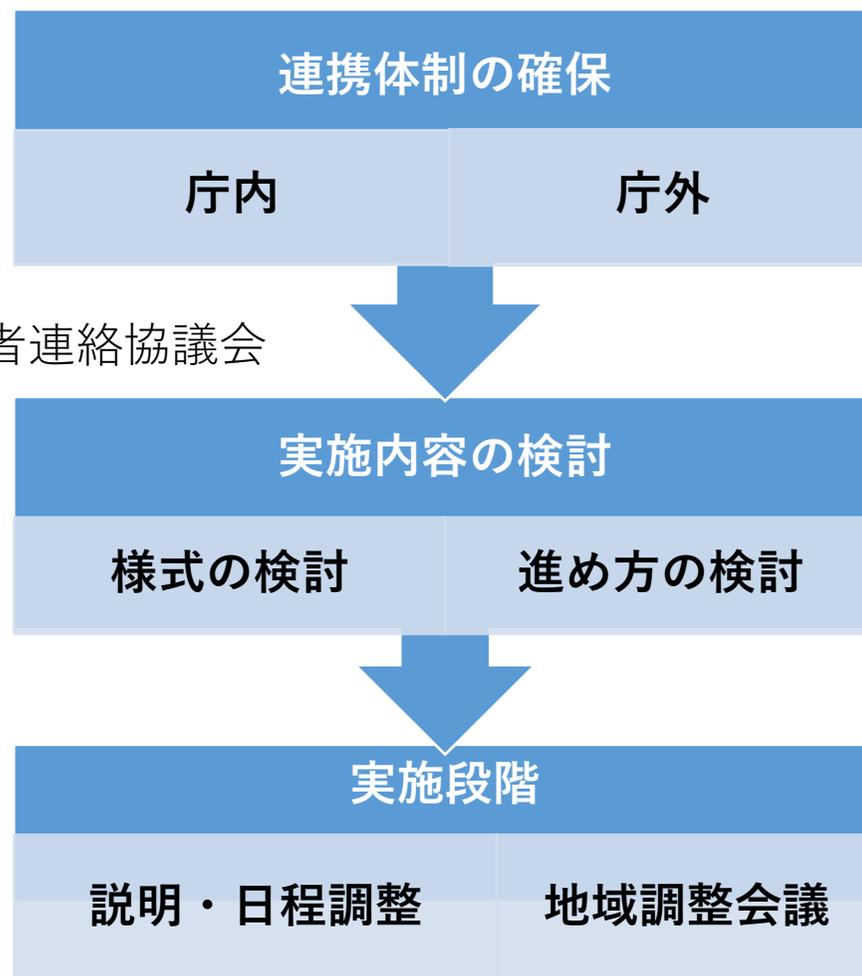
- ① 庁内の推進体制の整備
- ② 庁外の関係者への説明
 - まちぢから協議会（自治会連合会）
 - 民生委員・児童委員協議会
 - 地域包括支援センター
 - 居宅介護支援事業所
 - 一般社団法人茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会

2. 実施内容の検討

- ① チェックリスト、個別避難計画作成
 - 庁内調整
 - 庁外の関係者への説明、意見聴取
- ② 事業の進め方の検討
 - 感染症対策を踏まえた実施方法の検討（オンライン形式で実施した地域調整会議）

3. 実施段階

- ① 避難支援等関係者への説明
- ② 日程調整（対象者、ケアマネジャー等、自主防災組織、市職員）
- ③ 地域調整会議（個別避難計画作成）



- ★取組を進める上で重要な点 ➤
- ・庁内関係部署との共同体制による連携
 - ・地域関係者及び介護・福祉関係者との連携

庁内関係部署の連携

+

市

×

地域関係者

×

介護・福祉関係者

= 「個別避難計画」作成の推進



★「個別避難計画」作成の推進

- ・実効性のある「個別避難計画」の作成(避難支援等に必要な情報等の検討)
- ・優先的に「個別避難計画」の作成が必要な方の選定⇒「優先度」の設定
- ※ハザードマップ上の危険区域、対象者の心身状況や生活環境等を考慮する。
- ・関係者向けの「個別避難計画作成推進マニュアル」の作成
- ※できるだけ簡潔に、わかりやすい内容にする。
- ・定期的に関係者と意見交換等を実施
- ※困難なケース等については、関係者間で協議する体制をつくる。

【個別避難計画作成ステップ】

ステップ1 避難行動要支援者の名簿の確認

避難行動要支援者の名簿の更新を行う。名簿提出者は、個別避難計画作成の対象者となる。優先度の高い人、地域の協力にて作成可能な人、本人・家族で作成可能な人を確認する。

ステップ2 各災害関係団体・地区への説明会

個別避難計画作成にあたっては、地域の理解を求めするため、地区ごとに説明会・勉強会を実施する。災害時に動員される社会資源について網羅的に確認し、団体ごとへの説明会を実施する。（自主防災組織・防災士の会・民生委員等）

ステップ3 モデル地区の選定と作成者間による勉強会

対象地区および対象者・作成者（グループ）を検討する。個別避難計画マニュアルに沿って、作成者間で勉強会を実施する。地区ごとに平時に日常的に当事者と関わる地域支援者が作成に関与する。

ステップ4 個別避難計画の作成

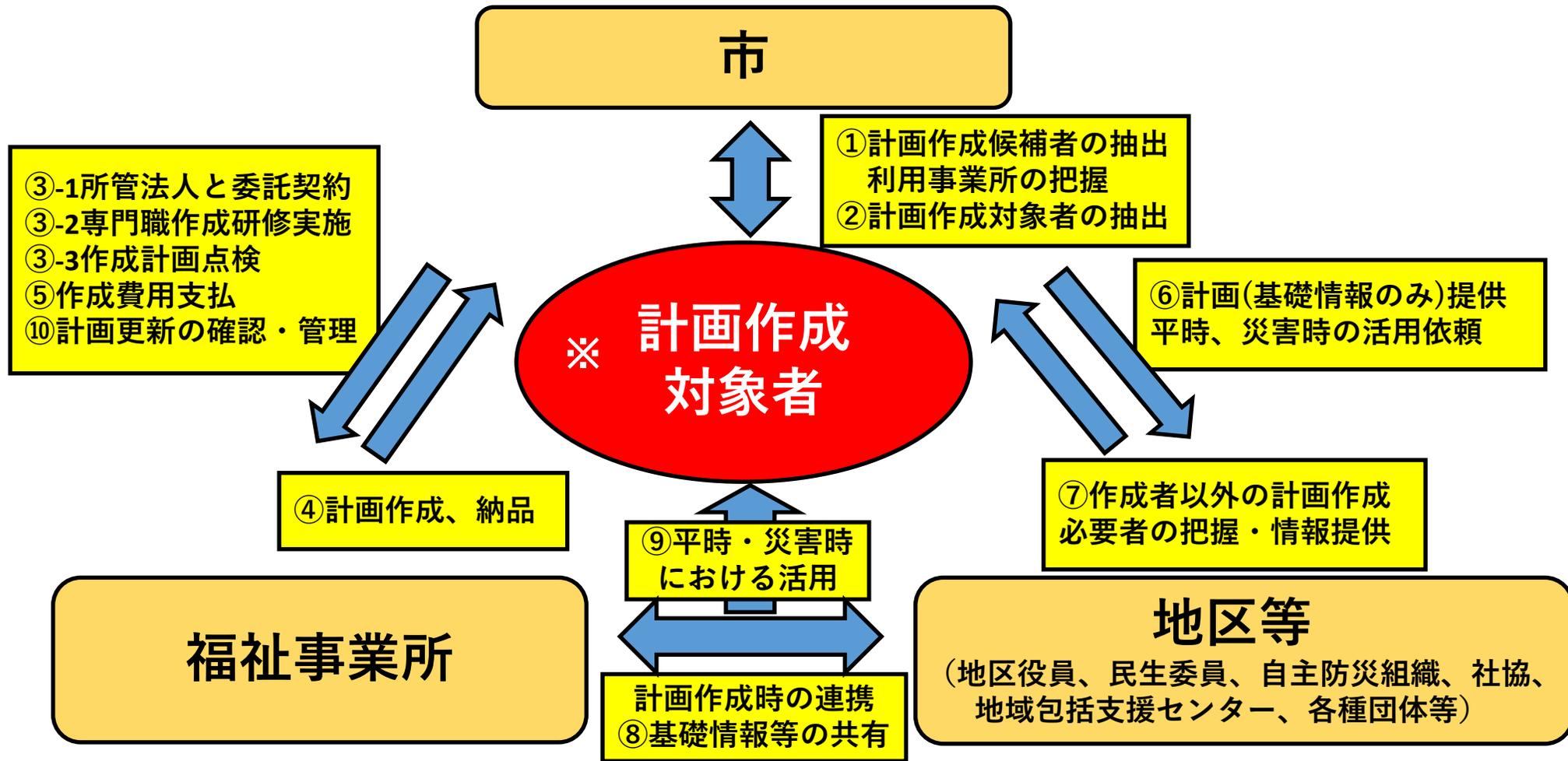
地区で個別避難計画調整会議を開催し、地区での話し合い・調整ができれば、地域支援者からの配慮の具体的な提供手順について当事者に確認しながら細部を詰めて個別避難計画をグループで作成する。課題があれば、避難行動要支援者協議会及び、地区で話し合い、全地区に情報を共有する。

ステップ5 審査会の実施

要配慮者と地域作成者の両方で細部を詰めた個別避難計画をフォーマットに記載した個別避難計画（案）を地区グループ内で審査を行い情報の共有を行う。

ステップ6 避難訓練の実施・検証

全員参加で誰一人取り残されない防災訓練を実際に行い、個別避難計画を実施し、訓練の検証を基に個別避難計画の改善を行い、実効性のある内容か確認する。



※計画作成対象者について

- ①【計画作成候補者】名簿区分で、①介護②障害③難病に該当する福祉サービス利用者を抽出
- ②【計画作成対象者】計画作成候補者のうち、ハザードマップ上、危険区域に居住する者を抽出

当初想定プロセス

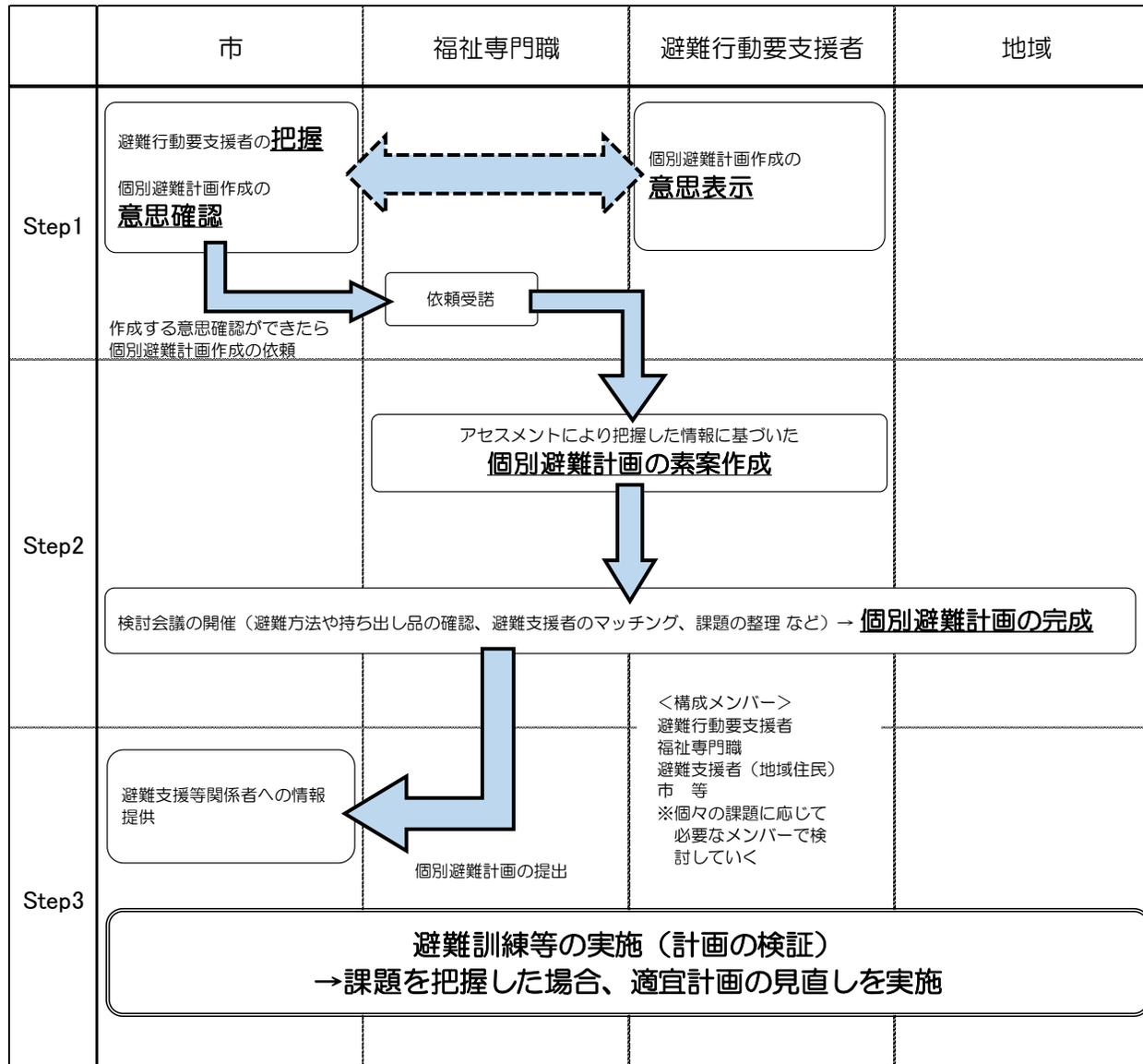
- ① 計画作成対象者・対象地区の選定
- ② 対象者・地区・福祉専門職への説明・依頼
- ③ 計画作成に向けた調整会議等の実施
- ④ 個別避難計画の作成
- ⑤ 作成した計画に基づく避難訓練の実施

自主防災活動熱心な地区
は協力が得られやすい！

関係者の理解を得るため
の大事なステップ！

当事者と支援者の顔合わせ
の場を作るのが重要！

○福祉専門職との協働による個別避難計画作成のプロセス

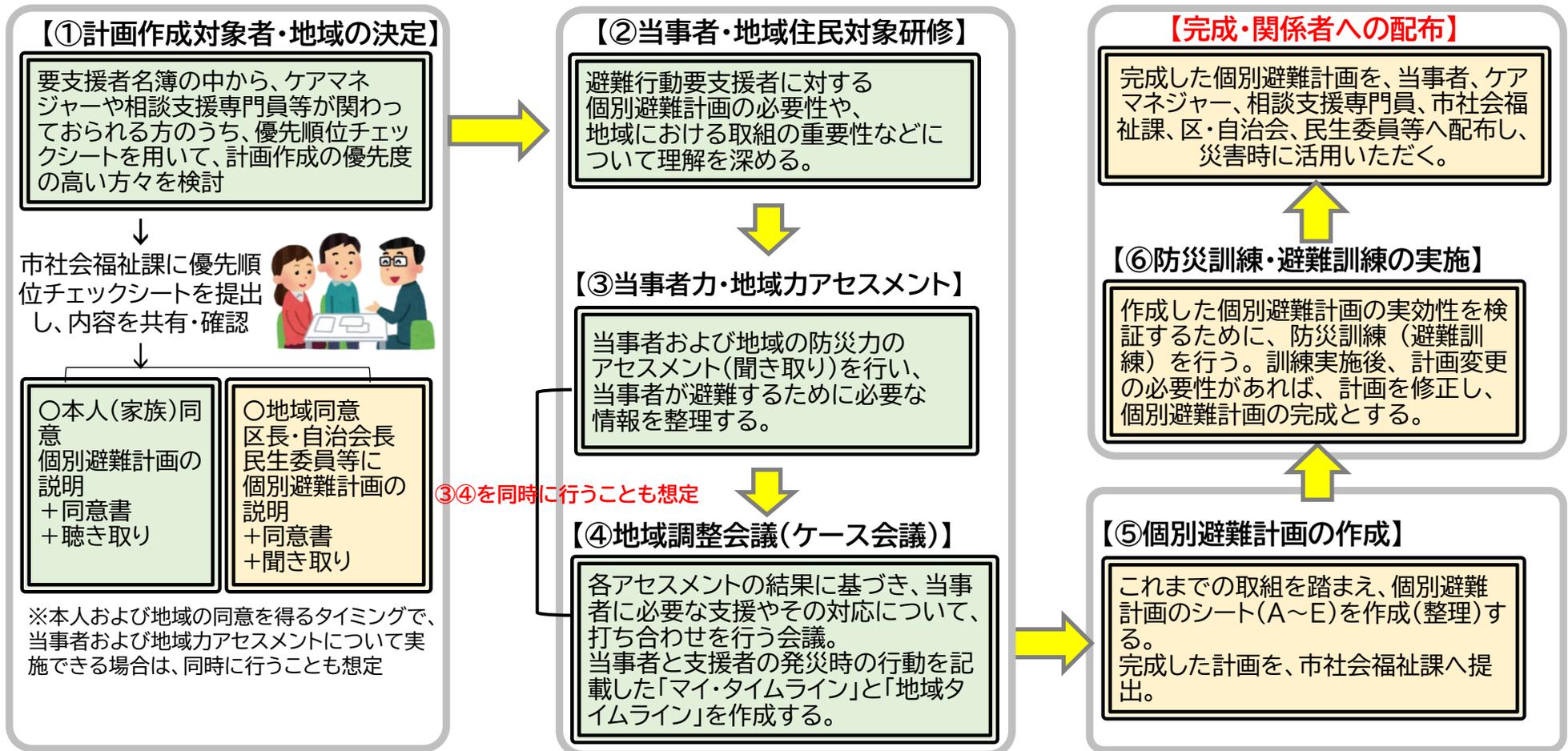


【次年度に向けた課題】

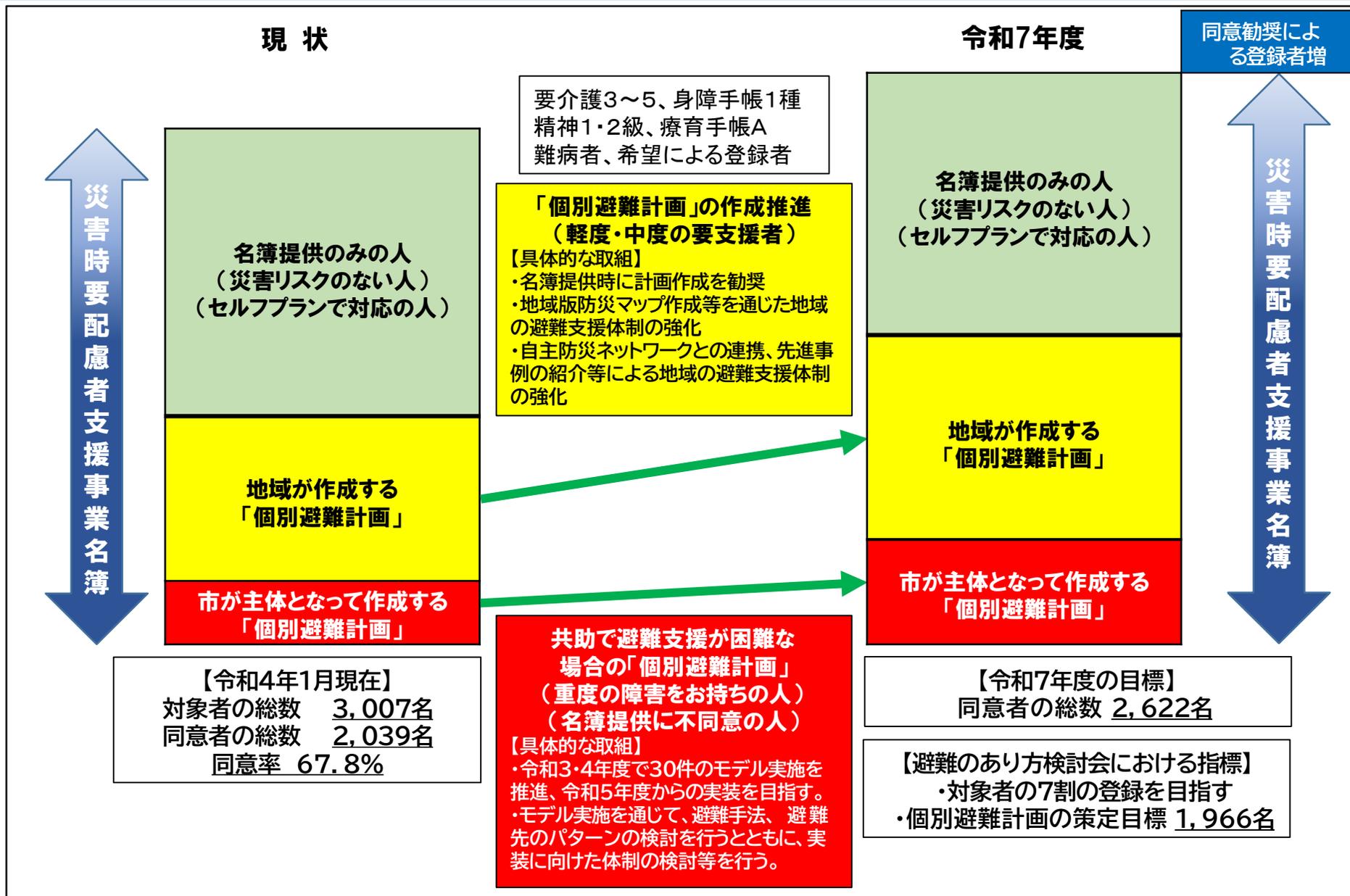
福祉専門職とつながっていない避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成へのプロセス構築も必要。

地域との協働とともに、地域包括支援センターや障害者基幹相談支援センターなどの専門機関とも連携していくプロセスを構築していくことを協議していく。

個別避難計画作成の標準的な取組フロー(高島市Ver)

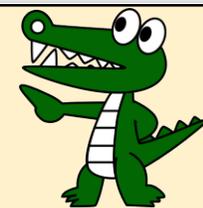


★ 要配慮者名簿登録、個別避難計画作成の推進イメージ





豊中市の取組み ～すべてのSTEP～



※ 災害時個別避難計画推進部会を中心に取組みを進める

STEP①
準備

【令和3年度】

《**検討・推進体制の構築**》

災害時個別避難計画推進部会の設置

STEP②
骨格づくり

《**災害時個別避難計画作成を推進するための基本的方針の検討**》

優先作成対象者の基準、作成までの手順、計画に盛り込む事項、避難協力者確保のしくみなど基本的な考え方の検討

STEP③
試行・検証

【令和4年度】

《**モデル事業の実施**》

基本的な考え方にに基づきモデル事業を実施⇒考え方の検証・必要な軌道修正

STEP④
全市展開
の準備

【令和5年度】

《**個別避難計画作成開始に向けた準備**》

- ・計画作成のためのマニュアル（手順や手法）づくり
- ・全市展開（全対象者の作成）を進める手法（モデル地区など段階的推進）の検討
- ・避難協力者確保に向けた事業展開（①住民啓発）

STEP⑤
本格実施(1)

【令和6年度】

《**優先対象者の個別避難計画の作成開始**》

- ・福祉専門職への研修会（計画作成支援の手順など）
- ・避難協力者確保に向けた事業展開（②協力者の募集・登録事業）

STEP⑥
本格実施(2)

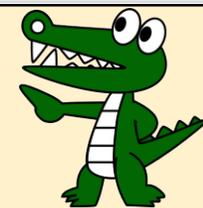
【令和7年度】

《**優先対象者以外の個別避難計画の作成開始**》

- ・住民啓発（自助：自力作成、共助：地域による作成支援）
- ・作成を支援する体制づくり



全市展開に向けた進め方



- ・避難行動要支援者名簿の全対象者（約15,000人）の計画作成を一度に進めるのは困難
- ・まずは優先対象者の作成から進めるが、それでも一度に進めるのは非現実的
- ・以下は、**現段階での優先対象者の作成の進め方の案**

《取組例①》 モデル地区方式

協力が得られる（支援力が高い等）地区を選定して、地区内の対象者の計画作成を進める

《取組例②》 ハイリスク抽出方式

介護支援専門員等へのアンケート調査により「ハイリスク者で作成を希望する人」を抽出

- 【要件案】
- ☑ 比較的重度の人
（移動に車椅子がいる、重度知的障害など。医療ケア要は除外）
 - ☑ 地域住民で避難支援可能 + 一般避難所で過ごせる人
 - ☑ 家族支援力なし（独居、高齢世帯など）

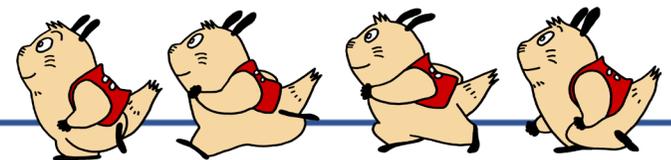
《取組例③》 ① + ② 方式

本人・専門職の協力が得られる人から進めるという考え方

当初の想定どおりには進行していないが災害時に誰一人として取り残される対象者がいないような仕組みづくりを目指す。

◆明石市の事業フロー

順番	内容	自治会 (町内会)	民生委員	福祉専門職	備考
1	計画作成対象者の選定ミーティング	○	○	○	1 時間程度
2	対象者への計画作成協力をお願い	○	△	—	関係者 2~3 名程度で訪問し実施
3	計画作成対象者への聴き取り、 ケース調整 避難サポーターのマッチング 福祉専門職による計画書の記入	○	○	○	聴き取りは 1 件 30 分~1 時間程度を 1~2 回 実施 避難サポーターのマッチングは、自治会(町内 会)・民生委員が実施
4	防災訓練実施	○	○	△	計画作成対象者が参加して避難訓練を実施
5	訓練結果の検証、フィードバック	○	○	△	訓練後 30 分~1 時間程度の意見交換会を実施
6	計画書完成				



1. 庁内での周知

- ・庁内でコミュニケーションを取り
どんな職員がどこにいるか知る
- ・誰が何をしようとしているか
知っておいてもらう

2. 情報収集

- ・知っていそうな人に情報をもらう
ハザード / 地域資源 / 当事者
専門職 / 関係者 / 特技のある人等

3. 対象の決定

- ・作成の目的を明確化する
- ・どの人（地域）を対象にするか
決める



6. 調整

- ・出た意見や希望に添えるよう
調整を進める
- ・調整に必要な情報収集も行う

5. 参加依頼

- ・相談し、意見や希望を聞きながら
依頼する
- ・無理強いをしない

4. 依頼ルートへの決定

- ・関係者のうち、
まず誰が必須なのか決める
- ・どの順、誰から参加依頼するか
決める

7. 準備

- ・シナリオ / 場所 / 物 / 人等用意
- ・必要であればリハーサルをする
- ・万が一の際の代替案も考えておく

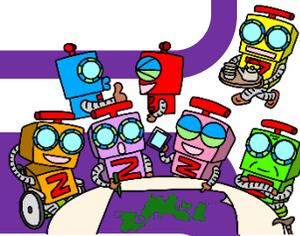
計画様式も
(簡単なもの)

8. 実施

- ・進行役をし、前に出すぎない
- ・前向きな場になるよう注力する
- ・一部でも良いので訓練をする

9. 次の実施に向けて

- ・振り返りをし、次に生かす
- ・1件ずつ別物と考えて取組む
- ・つながり、信頼関係を大切に！



1. 対象の災害を決める。

(地震、津波、洪水、土砂災害など)

災害種類で要支援の対象も避難計画も全く異なります。

【地震】...家の耐震度、家具の固定、避難先に必要な設備、物資など...

【水害】...避難の必要性、避難の方法、避難のタイミング...

【停電】...避難の必要性、通電エリアへの避難か、自宅で電源確保か...

2. 優先度の高い要支援者とは...

(水害の場合)

(1) 福祉専門職が台風・大雨時に「**気になる**」人

(2) 防災担当がハザードリスクから**立ち退き避難が必要**と判断する人

⇒ 想定最大規模、ため池のみリスクは共感が得にくい面も...

3. 水害を想定するならば...

(丹波市のケース)

(1) 最終的に本人・家族が**計画通りに行動する気**があるか、が重要！

(2) 教科書的な避難計画にはしない。(高齢者等避難で避難する的な...)

(3) 移動方法(自動車)の確保が困難な場合、「**公**」が**係わる姿勢**が必要！

4. 地域の支援者(近所、民生員児童委員、、自主防災組織)との調整

(1) 依頼する支援は、具体的、より具体的に詰めていく。

⇒ いつでも、誰でもできる内容になっていく

(2) 本人の**個人情報**は**そんなに**いら**ない**。

⇒ 要介護度は？ 障害手帳は？ は地域の人には**不要な情報**。

概要

- 内閣府が示す取組指針のステップに沿ってモデル事業における作成プロセスとポイントを整理。
- 以下のプロセスは**モデル事業の中で試行錯誤を繰り返すことで初めて見えてきたもの**であり、**はじめから完璧を求めず、「まずはやってみる」という実践を通じてプロセスを整理することが重要。**

【ステップ①②関係】

事前準備・優先度の検討

主な取組内容

- 庁内の医療・保健・福祉の関係課や庁外の関係者との協議を重ねる。
- 各地区の自主防災組織の会長に対し、モデル地区の選定について打診。
- 要支援者名簿と災害リスクの重ね合わせを行い、優先度の高い者を抽出。
- 取り組みやすさの観点から様式の見直し
- 訪問・聞き取りを行う際の聞き取り項目を整理し、チェックリストを作成。
- 先進自治体や地域、関係機関等の取組についてヒアリングを実施し、ノウハウを収集する。

ポイント

- 関係者との協議を行う際には、他都市の事例などの具体例を提示し、イメージを持ってもらいやすくする。
- **優先度の検討にあたっては、名簿掲載者の入れ替わりや把握方法等を考慮しつつ、中長期的な視点を持つ。**
- **様式等のツールの検討にあたっては、取り組みやすさの視点を持つ。**

【ステップ③④関係】

関係者に対する説明

主な取組内容

- 計画作成の促進に向けて、全市の自主防災組織や町内会、民生委員・児童委員の方々を対象とし、説明会を開催。
- 個別の地域や関係機関に出向いて出前講座を実施。
- 地域包括支援センターや介護支援専門員協会、相談支援専門員協会、訪問看護ステーション連絡協議会などの医療・保健・福祉の関係機関との意見交換の場を定期的に開催。
- 関係機関が集まる既存の会議に参加し、モデル事業の進捗状況等を説明。

ポイント

- **地域に対する働きかけにあたっては、実際に取り組んでいる地域の取組を紹介し、イメージを持ちやすくする。**
- 出前講座により各地域の取組へのフォローを行う。
- **関係者が集まる会議等の機会を積極的に活用し、関係機関との関係性を構築していく。**

【ステップ⑤⑥⑦関係】

計画の作成・実効性の確保

主な取組内容

- 各地区の自主防災組織を中心に、①訪問・聞き取り、②調整会議、③避難訓練の3つのステップで取り組む。
- 訪問にあたっては、各地区の自主防災組織に加えて、民生委員等の普段から関係性のある方に同行してもらう。
- ケアマネジャー等の専門職に対し、本人の状況に関する助言や調整会議への参加について協力してもらう。
- 要支援者本人の参加のもと、避難訓練を実施するとともに、振り返りの場を通じて、今後の課題の洗い出しを行う。

ポイント

- **はじめから完璧を求めず、実践を通じて課題を洗い出ししていく。**
- 中心となる自主防災組織と本人との関係性のある民生委員・児童委員や専門職等の医療・保健・福祉の関係者との関係性を深め、連携して取組を進める。
- **避難訓練にあたっては、地域の特色を踏まえ、多様な主体の参画を促す。**

自 助

「本人記入の個別避難計画」の様式等の設定

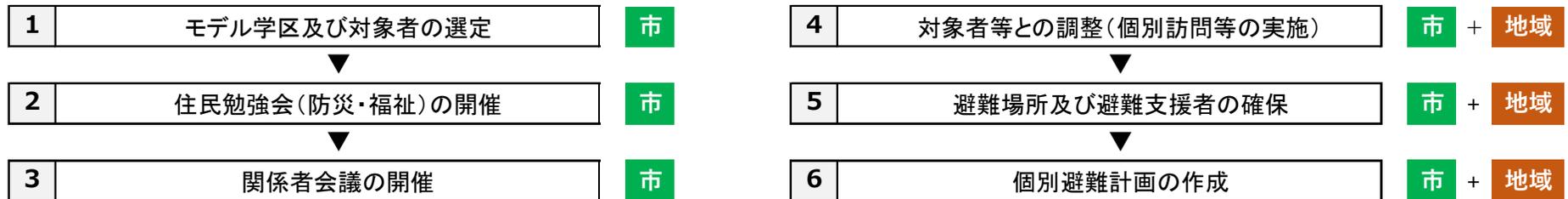
＜プロセス＞ 所管課において、様式案を作成し、以下のとおり意見聴取を行い、今年7月末頃に本人へ発送予定

区分	対象	方法	回数	区分	対象	方法	回数
市内	防災及び福祉部局の関係課(29課)	メール	3回	当事者	広島市身体障害者福祉団体連合会	対面	1回
有識者	跡見女子学園大学 鍵屋教授	オンライン	3回	地域	過去に計画作成に携わった人	対面	各区1回
				福祉専門職	計画作成に参画した介護支援専門員	メール	1回

共 助

地域による個別避難計画の作成

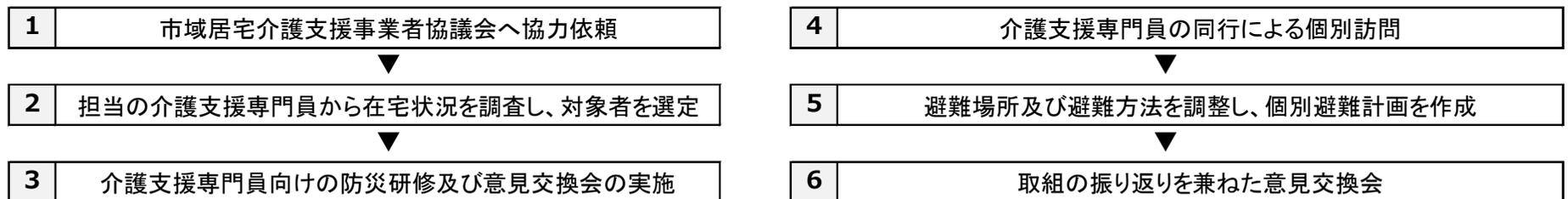
＜プロセス＞ 以下の取組を実施し、令和4年3月時点で130件の個別避難計画を作成



公 助

介護支援専門員の参画による個別避難計画の作成

＜プロセス＞ 以下の取組を実施し、令和4年3月時点で8件の個別避難計画を作成



防災と福祉が連携した個別避難計画作成のプロセス

・防災会（地域）とケアマネ（福祉）が対象者を同行訪問し、聞き取りを行い、作成します。

- ① 本人の状態確認
避難するとき、どの程度支援が必要か。
家族や介護サービスにより支援できる部分はどこか。
- ② 自宅の状況確認
自宅が警戒区域、浸水想定区域に入っていないか。
避難する場合、自宅周辺に気をつける場所はないか。
- ③ 災害時の行動の確認
避難所への避難、ホテル等宿泊施設の利用、
介護サービスの利用や入院、親戚・知人宅など。
自宅に留まる場合でも、自宅内での対策を確認。
- ④ 必要な支援の確認
声かけの体制はあるか、誰と一緒に避難所に行くか、
避難所へ行く手段は、など。
- ⑤ 個別避難計画に記入して、関係者で共有
- ⑥ 避難訓練で検証し、必要に応じて修正

福祉専門職と
協力して確認を

地域のみなさんで
考えてみましょう

情報共有すること
について、同意し
たら、署名をして
もらいます



小松島市の作成手順

介護支援専門員が要支援者宅（要介護3～5）を月1回訪問する際に、同意確認書について説明し、記入した同意確認書を介護福祉課へ提出してもらう。

同意した方

同意しなかった方

要支援者・家族・民生委員・介護支援専門員等と日程調整し、要支援者宅へ訪問し、聞き取りを行い、ハザードマップにて自宅の浸水深や避難場所・避難経路を確認しながら、個別避難計画作成する。

同意しない旨の意思が変わりないか、確認を行い、同意するとなれば、左記のように個別避難計画作成する。

自治体だけで個別避難計画作成は難しく、ハードルが高い。四国中央市においては、介護支援専門員地域リーダーが考案した災害時リスク・アセスメントシート の情報を活用し、介護支援専門員と協力して個別避難計画作成した。

1 介護支援専門員地域リーダーがリーダー研修の中で、情報整理ツールである災害時リスク・アセスメントシートを考案

2 介護支援専門員地域リーダーを通じて、市内居宅介護支援事業所に災害時リスク・アセスメントシートの提出依頼

3 居宅介護支援事業所から提出されたシート の情報を基に、市が個別避難計画作成

4 個別避難計画を自主防災組織や防災士等支援者を含めて検証

地域主体による個別避難計画作成のフロー

① 事業所利用の要支援者の抽出

要支援者のうち、福祉サービス事業所を利用している人のリストを作成する。



※介護・障がい担当部局から提供してもらう。

② 個別避難計画作成等の同意確認

①で作成したリストの掲載者へ個別案内する。（福祉専門職との情報共有についても説明）



※要支援者本人への同意確認と平行して、福祉サービス事業所へ取組概要の説明と協力依頼をする。（本市取組では文書により依頼）

③ 福祉専門職への説明会

福祉専門職への制度理解の研修と②で同意を得た要支援者に関する情報提供を依頼



※情報提供依頼と併せて、避難支援に関する協議等について地域から要請があった場合に応じてもらうようお願いする。

④ ハザード地域への説明会

ハザード地域の町内会を通じて制度周知と個別避難計画作成を依頼



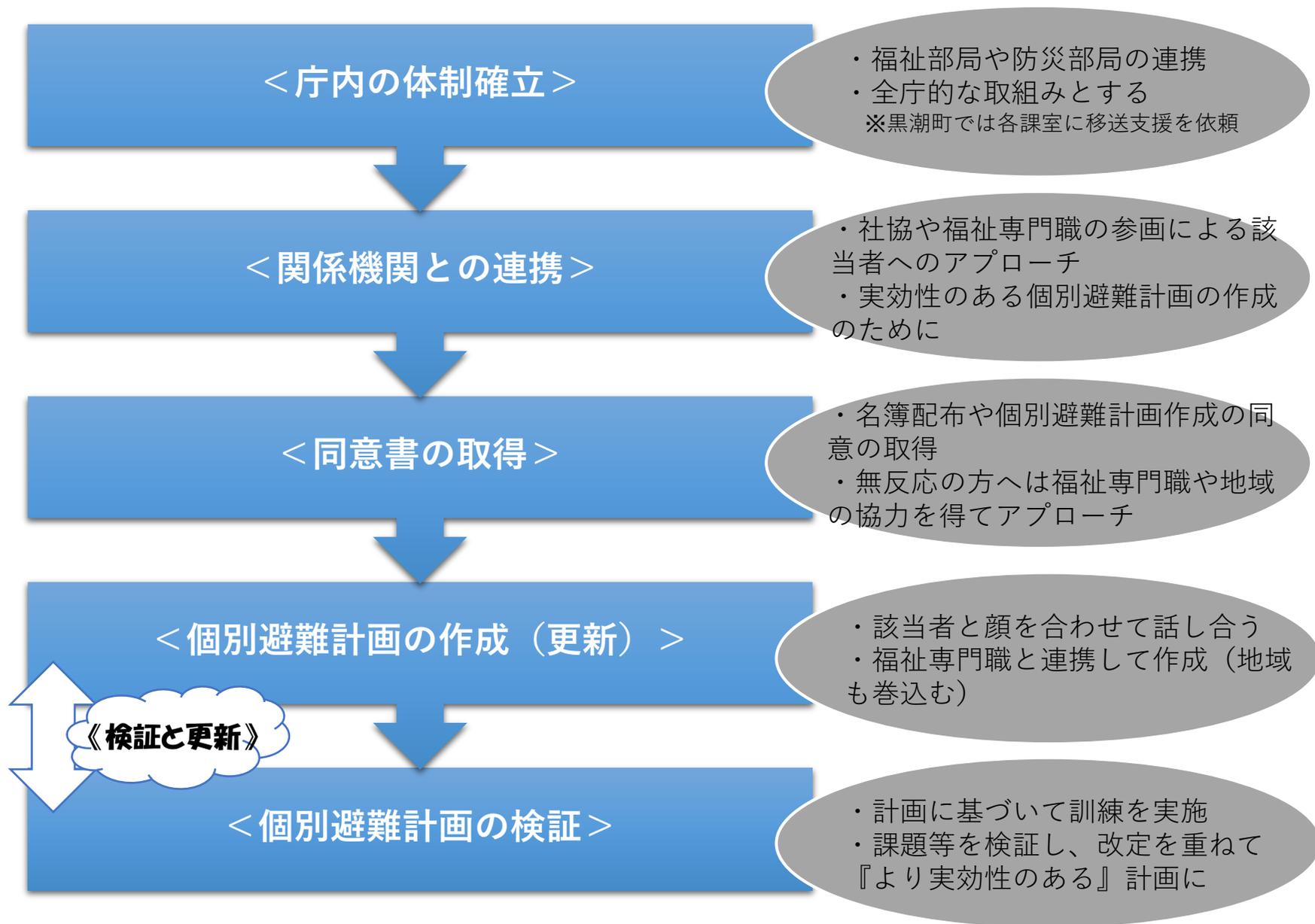
※町内会の小グループごとに避難行動要支援者名簿を分冊し、グループでの作成に取り組む。

⑤ 避難支援訓練の実施

個別避難計画の検証と地域の関係性の向上

※訓練に合わせて避難先施設で研修や非常食の試食等、共同で取り組む内容を盛り込んで住民の関係性の向上を図る。

今後追加したい内容：上記の取組に平行して、優先的に計画作成が必要と思われる要支援者に対しては、**庁内の関連部署の共同で計画作成に取り組む。**



①対象者の抽出

要介護度・障害程度・ハザード上の位置等を基に抽出
地区包括支援センター、庁内障害者支援部署に依頼。

**②作成事業所への連絡・事業説明**

作成事業所へ個々に連絡を取り、作成の意図や手順を説明

**③個別避難計画作成**

作成者が対象者・対象者家族に連絡を取り、作成する。
作成の例) モニタリングの時期に合わせて聞き取る。
訪問時に家族・本人に作成をするようお渡しし、次回訪問時に聞き取りながら完成させる。

**④作成後の関係者会議の実施**

作成事業所・利用しているサービスの関係者・市職員で作成した計画書の見直しを行う。
確認項目) 避難のタイミングが適切か 心身の状態にあった避難場所が確保できるか等

**⑤個別避難計画を対象者へお渡し**

会議の中で変更があった点を見直したうえで、完成した計画書を対象者へお渡し。

『安心カード
(緊急時・災害時対応版)
』作成手順先行自治体への
聞き取り調査

- 個別避難計画の項目や優先順位、実際の作成の進め方、委託費 等

庁内の推進体制整備

- 個人、課同士でかつてない位に協議（集合・Web会議）
- 庁内関係課が揃って研修に参加

庁内関係課とケアマネ
協議会との合同会議

- 市の避難行動要支援者に係る現状と課題を共有
- 個別避難計画作成へのケアマネ協議会の参画および内容を協議、決定
- 市民に馴染みのある『安心カード』版で作成することを協議、決定

システム改修

- 個別避難計画情報を管理できるシステムを構築（既存システムを改修）
- 避難行動要支援者名簿の情報では提供できなかった具体的な避難支援情報（個別避難計画情報）をリスト化できるよう整備
- 個別避難計画の情報を避難行動要支援者と共有（令和4年度から実際に避難支援等関係者に提供予定）

地域支援関係者
との連携

- 地域に入りやすい要素を抽出、庁内関係課で地区情報を共有
- モデル地区の候補を選定
- 選定した地区のキーパーソンに庁内関係課が協力してアタック

個別避難計画の作成

- ケアマネが本人や家族とR元年 台風10号を振り返り、個別避難計画調査票を作成
- ケアマネが提出した調査票をもとに『安心カード』（個別避難計画）を編集
- 『安心カード』（個別避難計画）を、ケアマネが本人と確認し冷蔵庫へ保管

評価・分析

- ケアマネ参画を要する個別避難計画作成想定数と5年間の計画数
- 真の避難支援に繋げるための計画内容の評価、改善事項の確認・対応

予算確保

- 避難行動要支援者事業の拡大事業として、5年間での完成を見据え算定

① 庁内連携方法の検討（担当部局の役割分担等）

- 当町では、福祉部局が避難行動要支援者名簿に関する業務（計画作成者選定含む）、防災部局が個別避難計画作成に関する業務に役割を分担。

② 消防団に避難支援を依頼

- 消防団への依頼は要支援者全てに関わることであるため、防災部局・福祉部局の両部局で支援を依頼。

③ 民生委員に計画作成者の選定を依頼

- 民生委員への依頼は、福祉部局が担当。
- 避難行動要支援者名簿を提供し、計画の作成が必要と思われる者の選定を依頼。

④ 自主防災組織に個別避難計画作成を依頼

- 自主防災組織への依頼は、防災部局が担当。
- 民生委員が選定した対象者の個別避難計画作成を依頼。

⑤ 完成した個別避難計画を基に地域会議・避難訓練等を実施

- 防災部局が中心となり地域会議・避難訓練等を実施。
※実施を予定していたが新型コロナウイルス感染症拡大により中止

⑥ 自主防災組織に年に一度、個別避難計画の記載内容変更有無の確認を依頼

- 令和4年度、防災部局が自主防災組織に依頼して実施予定
- 併せて、提供している避難行動要支援者名簿の更新を実施

災害時ケアプラン作成ステップ

ステップ0 ステップ1 ステップ2 ステップ3 ステップ4 ステップ5 ステップ6 ステップ7

地域におけるハザード状況の確認

当事者力アセスメント

私のタイムライン作成

地域力アセスメント

災害時ケアプラン(地域のタイムライン)調整会議

私と地域のタイムラインを含むプラン案作成

当事者によるプランの確認

プラン検証・改善

当事者が住んでいる地域の洪水・津波・土砂災害等の危険度をハザードマップ等を用いて確認

平時に利用するサービスや資源を確認するとともに、本人の防災リテラシー(リスク理解・備え自覚・行動の自信)の現状と課題を当事者と共有

警戒レベル(注意報)・警戒レベル(警戒報)・警戒レベル(高齢者等は避難)の各段階で取るべき行動を時系列に計画

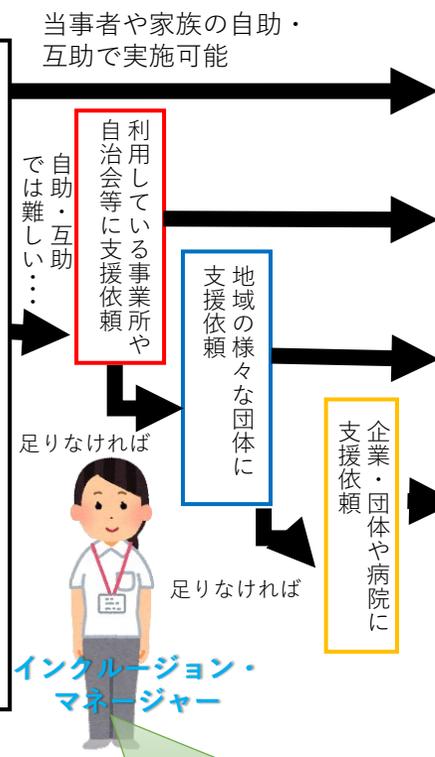
平時のフォーマル資源調査①
・行政の関係部局(福祉・医療・保健等)
・NPO/NGO
・消防
・警察 など

平時のフォーマル資源調査②
・利用している事業所
・病院や施設
・不動産屋、大家
・地域生活支援センター
・その他事業者 など

災害時のインフォーマル資源調査
・自治会、民生委員
・障害者団体
・老人クラブ
・その他団体や個人 など



CMやIMを媒介に、当事者と地域の支援者が協働で災害時ケアプランを作成



なるべく多くのステップに当事者が参画する!

インクルーシブ防災訓練での災害時ケアプランの検証・改善



当事者の生活にどのような支障が生じるのか、ハザードインパクトが伝わるようにすることが大切

当事者力、平時に利用ならびに災害時に利用可能な社会資源を、担当のケアマネジャーや相談支援専門員(CM)が網羅的に調査

自治会役員や近隣住民と当事者を媒介する、インクルージョン・マネージャー(IM)が重要

プラン確認と個人情報共有同意がセット

1. 庁内外の関係者を巻き込む

【庁内】

・危機管理部局×福祉部局が連携して取り組むことを、担当レベルではなく、部局長レベルで庁内組織として合意する（辞令等が出るとなお良い）。

【庁外】

- ・行政が中心となって計画作成していく強い思いや覚悟を伝える。
- ・計画の必要性を十分に理解してもらい、区長・民生委員・専門職・社協などの誰か一人に負担を押し付けない。
- ・何か特別なことを始めるのではなく、それぞれの日常業務の延長線上に計画作成があることを理解してもらう。

2. 地域住民の理解（ワークショップの開催） ⇒ 地区防災計画WS

- ・自治会単位などで住民向けのコミュニティタイムラインワークショップなどを開催し、地域住民の防災に対する機運を高め、地域の避難に対する考え方を理解する。
- ・地域に要配慮者（避難行動要支援者）がいることを広く認識する。

3. 地域調整会議の開催・計画の作成

- ・避難行動要支援者本人、家族、避難支援等関係者で地域調整会議を開催する。

4. 検証

- ・計画をある程度の件数作成した段階で、計画作成の一連の流れなどに課題がないか、関係者を一堂に会し、検証し、改善を行う。

- ・庁外関係者をいかにうまく巻き込んでいくかが一番のポイント
- ・時間をかけてでも丁寧に説明し、より多くの理解を得ることが計画作成の近道

1 地区を選定し、計画作成を行うメンバーを決める

- ・地域でどのような体制で取り組むかを話し合う
- ・地域防災や避難行動要支援者の支援制度の勉強会を開催する

メンバーの具体例

- ・自治会の役員、福祉や防災の担当者
- ・自主防災組織や消防団のメンバー
- ・民生委員・児童委員
- ・地域包括支援センター職員
- ・社会福祉協議会のCSW(コミュニティソーシャルワーカー)

◆メンバーは地域のことをよく知っている人に協力してもらう

2 地域の要支援者の情報を集める

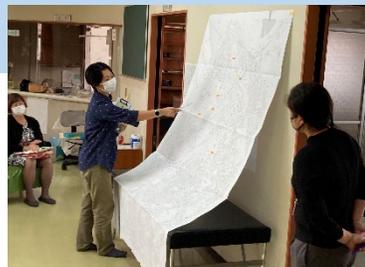
- ・避難の支援が必要な方が地域のどこにいるのか、民生委員や自治会関係者から情報を集める
- ・「避難行動要支援者名簿」を地域で確認する

3 地域の要支援者を把握する

- ・「避難行動要支援者名簿」や地域で把握している情報を活用し、地域にいる要支援者を把握する
- ・「要支援者マップ」を作成する

◆要支援者マップ

- ⇒地域のどこに要支援者がいるのか
- ⇒要支援者の近くに避難支援者になりそうな人はいるか
- ⇒避難所は近くにあるか
- などの情報がすぐにわかる



4 要支援者とコンタクトをとる

- ・要支援者に連絡し、個別避難計画作成について説明してみる
- ◆要支援者と日頃から関わりのある方が連絡することで、要支援者が安心して取り組みに参加することが出来ます

5 要支援者と「個別避難計画」を作成する

- ・要支援者から困りごとなどを聞き取ってみる
- ・避難支援に必要な情報を確認し、「個別避難計画」を作成する



6 地域で日頃の見守りスタート！

- ・日頃のあいさつや地域活動をとおして、顔の見える関係をつくる

7 防災訓練に参加する (未着手)

- ・防災訓練で「個別避難計画」の検証を行う

基本的な考え方

○国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に例示されているステップ図を参考にしつつ、地域の実情に合わせて進めていく。

(例)

- ①庁内外の体制づくり
- ②優先度の整理、対象地区・対象者等の選定
- ③福祉、医療関係者等に個別避難計画制度の趣旨等を説明
- ④避難支援者等に趣旨等の説明
- ⑤市町村による計画作成又は本人・地域による計画作成
- ⑤避難の実行性を確保する取組（計画の共有、更新、訓練等）

まず「庁内外の体制づくり」から

○まずは、自治体における関係部署（防災、保健、福祉等）で連携し、ケアマネージャー等の福祉専門職、民生委員、町内会・自治会、自主防災組織、社会福祉協議会等の避難支援等関係者との連携の取組を進めていく必要がある。

1 取組の方針

- (1) 全市町村において個別避難計画作成
ハザード内に居住する等、優先度が高い避難行動要支援者の個別避難計画をおおむね5年で作成
- (2) 避難支援等実施者がいない避難行動要支援者を避難させるための支援体制を構築
令和4年の台風シーズンまでに全市町村で構築を目指す。※防災部局と連携。

2 作成の手順

- (1) 全市町村において個別避難計画作成
 - ① 庁内・庁外の連携体制の整備
 - ② 優先度付け（ハザード内に居住する避難行動要支援者 等）
 - ③ 作成の担い手を検討（行政、地域、本人）
 - ④ 地域支援者の確保・調整
 - ⑤ 個別避難計画の提供
 - ⑥ 計画に基づく避難訓練の実施→実効性のある計画に更新
- (2) 令和4年の台風シーズンまでに避難行動要支援者を避難させるための支援体制を構築
※防災部局と連携。
 - ① 市町村職員及び関係団体による支援（業務や人員の洗い出し等）
 - ② 地域住民を中心とした支援（対象者の絞り込み、支援内容やタイミングの調整）

取組推進のためには福祉部局と防災部局の連携と優良事例の蓄積が不可欠

・ 現状の作成プロセス例

→ 市町村と社会福祉協議会、自治会等の地域の関係機関が、地域課題の共有のために作成している「住民支え合いマップ」を個別避難計画作成に位置付ける取組

・ 複数の作成プロセスの例示

- 群馬県避難ビジョンに基づく取組を進めるための専門チーム（個別避難計画チーム）に参画している9市町村において、それぞれのロードマップを作成し、来年度以降取り組む予定である。
- 市町村の規模感や活用できる社会資源の違いにより、複数の作成プロセスが考えられるため、上記の9市町村の取組を集約し、他の市町村にもフィードバックする。

○モデル自治体以外の自治体について、計画作成のプロセスを把握していないが、内閣府の『避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針』で示されているプロセスで取組を進めている自治体が多いと考えられる。

○作成対象者数が多い都内自治体の特徴を踏まえると、以下の取組が重要と考えている。

- ・ 情報システムの導入や業務の外部委託等による計画作成の効率化
- ・ 区市町村主体の計画作成と並行した、本人・地域による計画作成

○また、個別避難計画の実効性を高めるために以下のような取組も重要と考えており、区市町村で実施した場合の経費補助も行っている。

- ・ 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修会の実施
- ・ 自治会、民生委員等の避難支援等関係者等との連携会議の開催
- ・ 作成した個別避難計画を利用した避難訓練の実施
- ・ 個別避難計画の定期的な更新

1. 庁内連携体制の構築

- 一つの部署で全てを調整・実施することは困難

2. 有識者（メンター）を探す

- 大学教授など高い視点から助言いただける人の存在が重要

3. 常時に情報交換を行うパートナー自治体を探す

- お互いに刺激し合いよりよい計画作成を目指す。

4. 地域の防災、介護福祉関係者との連携

- 防災のみでは、身体の状態に応じた計画作成が困難
- 介護福祉関係者のみでは、発災時の避難支援の実行（実力）が困難

5. 相互に研修の実施

- 相互にお互いの知識を習得すると更に連携が進むのではないか。
 - 防災関係者 → 介護・福祉の基礎知識を習得
 - 福祉関係者 → 防災の基礎知識を習得

6. 避難先（福祉避難所）の確保

- 避難先（ゴール）を確保すると計画作成をイメージしやすく加速するのではないか。

<令和4年度の予定>

時 期	内 容
5～6月	市町職員向けの個別避難計画作成研修会 ※福祉専門職向け研修会は、兵庫県社会福祉士会実施のオンライン研修を活用予定
7～8月	市町の進捗把握のためのアンケート実施（県独自調査）
9月	市町意見交換会
10～11月	県モデル事業「調整会議（ケース会議）」の市町職員の視察 ※令和4年度10事例実施予定
1～2月	市町の進捗把握のためのアンケート実施（消防庁・内閣府調査）
2～3月	事例報告会等

滋賀モデルの目的と取組の概要

滋賀モデルの目的

防災と保健・福祉の取組を切れ目なく連結させることにより、市町における個別避難計画作成を推進し、県内での災害発生時における避難行動要支援者の避難対策の促進を図る。年齢・性別を問わず、多様な主体が参画し個別避難計画作成を行うことにより、計画作成に携わるすべての住民の災害時の避難への関心を高め、滋賀県の地域特性に応じた誰ひとり取り残さない防災の実現を目指すことを目的とする。

滋賀モデルの取組概要

滋賀モデルとは、避難行動要支援者のうち、計画作成の優先度を判断し、福祉専門職等による計画策定を推進する「**ハイリスク層**」、本人や家族、地域等で計画策定を推進する「**ミドルリスク層**」「**ローリスク層**」に区分し、それぞれの層の方々に対して地域の実情や特性に応じた個別避難計画作成の取組みを進めるモデル。特に、**災害時に被害者になる可能性が高い「ハイリスク層」の個別避難計画作成の標準的な手順を中心に示すモデルである。**

市町毎に**滋賀モデル推進協議会(仮称)**を設置し取組を推進

(当該市町(防災担当・保健・福祉担当)、社協、民生委員、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、相談支援事業所等個別避難計画作成に関わる団体等の調整の場を設置)

高齢福祉分野・障害福祉分野・医療的ケア分野の3パターンからのアプローチにて実施

①市町職員(防災・保健・福祉担当)を対象とする研修会【県主催】

モデル事業を円滑に実施するための必要な知識等を習得

②市町域における滋賀モデル推進協議会(仮称)の設置・開催【市町】

取組地区・計画作成対象者のリスク区分の検討、取組方針等の調整検討

③保健・福祉専門職を対象とする防災力向上研修【市町(県)主催】

講義(災害リスクや防災の仕組みについての講義、実践事例講義等)
演習(個別避難計画作成実践、地域調整会議の模擬体験等)

④インクルージョン・マネージャー養成研修【県主催】

境界連結者(インクルージョン・マネージャー)の育成

⑤当事者・地域住民を対象とする個別避難計画理解研修【市町】

計画作成対象者や地域住民(自主防災組織等)を対象とする研修

⑥当事者力・地域力アセスメントの実施【保健・福祉専門職、当事者、自治会など】

個別避難計画作成支援キット等を活用し、当事者力アセスメント・地域力アセスメントの実施

⑦個別避難計画の作成【保健・福祉専門職、当事者、自治会など】

当事者、自主防災組織、関係機関、行政機関等による地域調整会議(ケース会議)の開催
エコマップの作成等をもとに、「マイ・タイムライン」と「地域タイムライン」を入れ込んだ個別避難計画を作成

⑧個別避難計画検証のための防災訓練【市町、保健・福祉専門職、当事者、自治会など】

作成した計画の実効性の確認。訓練終了後、計画の評価・検討・見直しを行う

○滋賀モデル検討のための意見交換会の設置・開催【県主催】

○滋賀県防災と保健・福祉の連携促進プラットフォーム【県主催】

事前準備

インストール

計画作成
検証

体制



まずは庁内の体制を構築し、関係者へ連携体制を広げた後、優先度について協議をすることが必要であると考える。

庁内連携

- 庁内関係部局を横断して連携し、取組を進めるために体制を構築する（理事者の意向確認含む）
- 庁外関係者へのアプローチ及び今後の取組の進め方について協議する

庁外連携

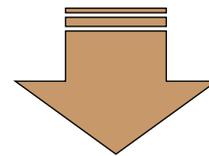
- 福祉専門職、民生委員、自主防災組織等、各関係者へ個別避難計画の意義や事例を説明し、協力を得る
- それぞれの組織の役割やできること・できないことについて協議する

優先度・作成方法
の検討

- 優先度の高い方の絞り込み方法について、庁内・庁外関係者で協議する
- 優先度の高い方の計画作成方法について協議する

実効性の確認

- 計画を作成後、実効性を確認するための訓練の方法について検討する
- 訓練結果を個別避難計画に反映させる



上記プロセスで決めた作成方法に基づき、計画作成を進める

(参考)

11月26日の「個別避難計画作成に係る情報共有会」において府内市町村にお示ししたステップ図

京都府における個別避難計画作成

平時の見守り活動と連動できるような計画となるよう検討し、平時・災害時に活かせる取組とするために



○優先度を踏まえた個別避難計画作成の流れ

避難行動要支援者の範囲の見直し

- ・心身の状態の判断基準から、避難行動要支援者名簿を精査する。

土地のハザードの確認による優先作成地区の策定

- ・浸水想定区域など地域におけるハザードがある地区ごとに避難行動要支援者数を算出し、その人数の多い地区を優先作成地区とする。

地区ごとの個別避難計画作成方法の振り分け

- ・優先作成地区ごとに、地域におけるハザードの状況、対象者の心身の状況、独居等の居住の実態など3つの要素で、市町主導の個別避難計画作成か、本人・地域による個別避難計画作成かの作成方法の振り分けを行う。

調整会議を開催し個別避難計画を作成、防災訓練の実施

- ・個別避難計画作成の推進体制を整備した上で、調整会議を開催し、地区ごとに個別避難計画を作成する。また、作成した個別避難計画に基づく防災訓練を実施し、訓練の検証結果に基づき、必要があれば個別避難計画を修正する。

個別避難計画情報の地域への提供

- ・本人の同意を得た場合又は条例の特別の規定に基づき、避難支援等関係者に個別避難計画情報を提供する。

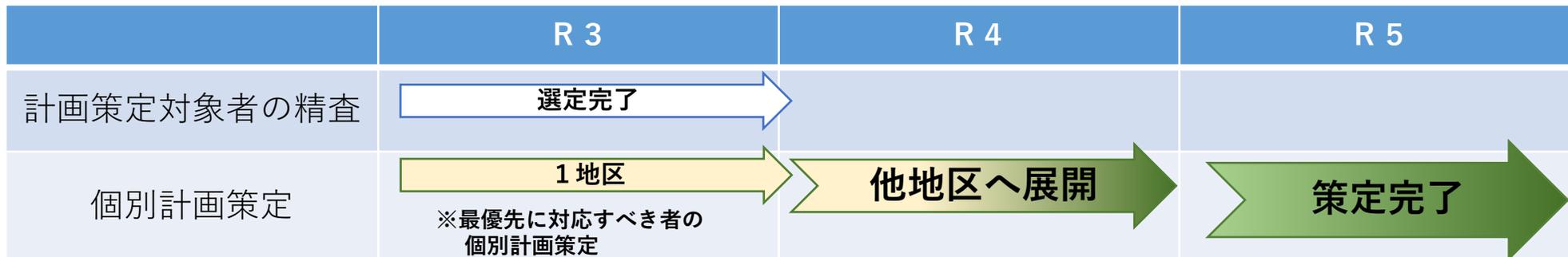
防災と福祉が連携し作成した実効性のある個別避難計画に基づく避難行動要支援者の避難支援体制の確立

標準的な流れ	内容	主な関係者						備考
		当事者	自主 防災組織	地域 住民	福祉 専門職	福祉 専門職	市町村 職員	
Step 1 対象地区や当事者の選定	計画作成の優先度付けの整理 対象となる地区や当事者を選定		●		●		●	
Step 2 防災・福祉対応力向上研修の実施	防災や福祉に関する現状や動向を把握するとともに災害リスクを正しく理解し、避難行動要支援者に対する支援や個別避難計画作成に必要な知識と技術の習得することを目的に実施。防災部門は福祉分野を、福祉部門は防災分野を重点的に学習（たすき掛け）。		●	●	●	●	●	県委託事業研修 ・福祉関係者向け ・地域関係者向け意見交換会
Step 3 当事者力アセスメントの実施	当事者への聞き取りや説明を実施 避難時における事前準備も併せて確認	●	●		●	●		
Step 4 地域力アセスメントの実施	地域の災害リスクの把握や地域で利用できる資源等の確認		●	●	●	●	●	
Step 5 個別避難計画作成	当事者情報（基礎情報）の計画への落とし込み				●	●	●	
Step 6 地域調整会議の開催	民生委員や福祉専門職を中心に関係者で避難支援のタイミングや方法、避難支援の際に配慮すべき事項等を確認	●	●	●	●	●	●	
Step 7 避難訓練の実施及び振り返り	計画内容を検証するため、避難訓練を実施 実施後、振り返りを行い改善点を洗い出し	●	●	●	●	●	●	
Step 8 個別避難計画の見直し	避難訓練等を踏まえ、計画内容を修正 関係者への計画の提供、市町村への提出	●	●	●	●	●	●	
Step 9 補助金申請	市町村に対する個別避難計画作成経費を支援						●	県補助事業
Step 10 補助金支払い	市町村に対する個別避難計画作成経費を支援						●	県補助事業

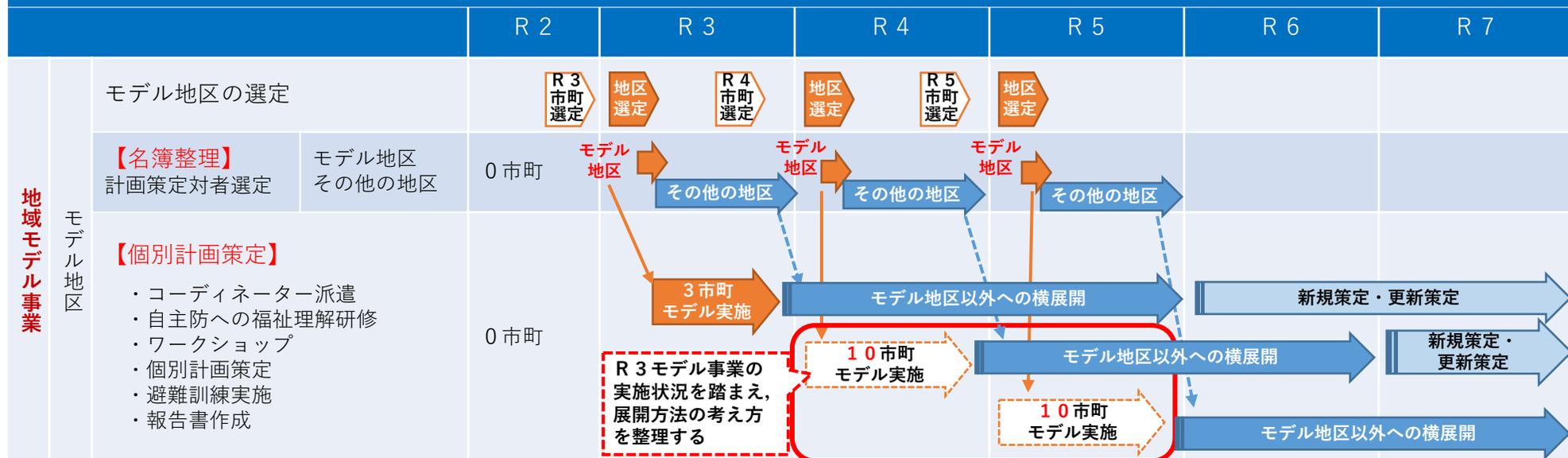
【モデル市町での取組イメージ】 < R3スタート例 >

個別計画の策定対象者は、1年目で選定を完了

個別計画は、1年目は1地区（概ね小学校区程度）でモデル的に策定に取組み、2年目以降は他地区へ展開し、3年間で策定を完了



ロードマップ



Step1 関係機関との連携

悩むよりも作成に着手

■個別避難計画作成課程で具体的な課題が出てきたときに相談すると自然に連携が進みます。

× 個別避難計画作成に協力して ○ 福祉避難所に胃瘻用の食事を備蓄できないか。○ バッテリーの貸出ができないか。

Step2 優先度に基づき対象地区・対象者を選定

迷ったら早期着手

■ハザードマップにより、優先度を決めましょう。

心身の状態は作成過程でも確認が可能です。『迷ったら優先度が高いとして早期着手』すれば、早期に作成すべき方の作成が遅れることもありません。

Step3 福祉や医療関係者等への個別避難計画の意義の説明

理屈っぽくなりすぎない

■説明をするときは、理論だけでなく「ストーリー（事例）」を説明しましょう。

「NHKハートネットTVの視聴」や「要配慮者本人から話をしてもらおう」などが効果的です。

また、防災の知識や災害対策基本法の話などは、『県の防災出前講座』を活用できます。

Step4 避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明

「支援者」も同じ「避難者」

■支援者に加え、避難行動要支援者、数年後に避難行動要支援者となるかもしれない人等、地域のすべての方が含まれる集団を対象に説明会を開催しましょう。支援者に支援をお願いするのではなく、『みんなで個別避難計画を作ってみませんか。』『一緒に避難しましょう。』という姿勢が大切です。

Step5～Step6 事前の情報収集から個別避難計画の作成へ

本人中心、本人に寄り添う

■モデル事業の成果をもとに県が作成する手引きを参考に、個別避難計画の作成に取り組んでください。

実行可能（実効性の高い）個別避難計画作成における重要なポイントは下記の5つです。

①多くの避難行動要支援者は「できれば自宅でいたい。」と思っています。

避難意識向上

普段の移動方法や生活状況を確認し、普段の生活が一番という前提で、避難方法や避難先を検討します。

②避難支援者は本人の知り合いや近所の人に限らず、人と人とのつながりを頼りに幅広く検討しましょう

避難者の負担軽減

避難支援者の負担を最小限にすることを意識して本人や家族が準備できることは事前に行っておきましょう。

台風の前日に親族宅へ避難するなど、避難のタイミングを考えるだけでも支援者の負担は軽減されます。

③避難支援を安全に行うため、避難（支援）開始のタイミングを明確に定め、共有しましょう。

支援者の安全

津波の場合は「（海側に）支援に向かう」ではなく「一緒に逃げる」人を探しましょう。

④避難先は福祉避難所に限らず、心身の状態や災害の種類に応じて、幅広く検討しましょう。

避難後生活の向上

直接避難を希望する場合には、事前に本人と支援者が福祉避難所を訪問し、福祉避難所職員と協議をしましょう。

⑤避難訓練は必ず実施しましょう。避難訓練ができない場合は、計画に問題があると考え、見直します。

実効性の確認

Step7 実効性を確保するための取組を実施

実効性確保のヒントは個別避難計画にある

■ 個別避難計画の作成過程では、様々な防災上の課題（避難経路、避難所や福祉避難所の設備、備蓄品、情報伝達など）が「見える化」されます。個別避難計画を防災施策につなげることで、実効性を高めます。

< 基本的な流れ >

計画作成の中心となる担い手や進め方は様々であるが、市町が関係者、協力者に参画を依頼し、協議、情報共有、訓練の機会を設定することで、共働の流れを作ることができる。

①連携の中心になる関係者に協力を依頼する



②地域の協力者を含めた協議の場を作る



③計画の作成(要支援者への働きかけ、文書送付等)



④情報共有の場を作る



⑤計画を使った訓練を実施する



< 各地の取組概要 >

県が防災・福祉関係者向けリーフレットを作成し、計画作成の進め方は様々な方法があり得るが、連携が不可欠であることを訴えている。

四国中央市

～介護支援専門員による「災害時リスク・アセスメントシート」の作成～

介護支援専門員地域リーダーたちが考案した要支援者の情報支援ツール「災害時リスク・アセスメントシート」を活用し、市内の事業所に所属する介護支援専門員の協力を得ながら、市が個別避難計画を作成する取組みを進めています。



介護支援専門員の研修でアセスメントシートの報告

東温市

～福祉専門職の情報と地域主体の訓練で共助の体制づくり～

市と市社会福祉協議会を中心に福祉専門職から情報提供を受ける仕組みを作るとともに、土砂災害等の危険性がある下林地区をモデルに地域主体で個別避難計画の作成と避難支援訓練を行い、計画の実効性を検証し住民同士の関係強化に繋げる取組みを進めています。



訓練で実効性の検証と住民同士の関係強化

松山市

～地域関係者・福祉専門職・行政職員による情報共有～

西日本豪雨災害で被災した高浜地区で、地域関係者(自主防災組織、民生委員等)、福祉専門職(介護支援専門員、相談支援専門員等)、行政職員(防災、福祉の担当課)がお互いの持つ情報を共有しながら個別避難計画の作成を進めています。



福祉専門職を講師に障がい者への理解を深める勉強会

西予市

～地域主体で考える個別避難計画と避難訓練～

モデル地区4か所で、自主防災組織を主体に、民生委員や消防団、地域づくり組織が協力し、個別避難計画の作成と避難訓練を行いました。行政と地域が協働しながら、地域自らが効果や課題を話し合うことで、防災意識の向上と個別避難計画の作成を進めています。



地域を担う多彩な関係者が協働

宇和島市

～防災士連絡会が個別避難計画の作成を受託～

宇和島市防災士連絡会が市から委託を受け、組織全体で個別避難計画の作成に取り組んでいます。地域の防災講座等で住民の理解促進を図るとともに、会員の防災士が民生委員と連携・協力しながら個別避難計画の作成を進めています。



市防災士連絡会総会で取組状況を共有

愛南町

～地域住民の勉強会で自助・共助の避難意識向上～

津波の被害が想定される福浦地区で、自主防災会と民生委員が中心となり、個別避難計画の作成に取り組んでいます。地域住民参加の災害図上訓練を行い、地区の現状や住民目線の要支援者情報を共有し、それぞれが出来ることを考え、防災意識の向上に努めています。



災害図上訓練で住民同士の情報共有

市町村における取組 (R4~)

県の取組

避難行動要支援者名簿の精査

〔例〕同居家族等の支援により避難が可能な者の除外、掲載理由が年齢要件のみの者の除外

市町村の取組を全面的に支援

◆ 県ガイドラインを改定し、県として促進する取組の方向性を明記

◆ 福祉専門職参画の促進

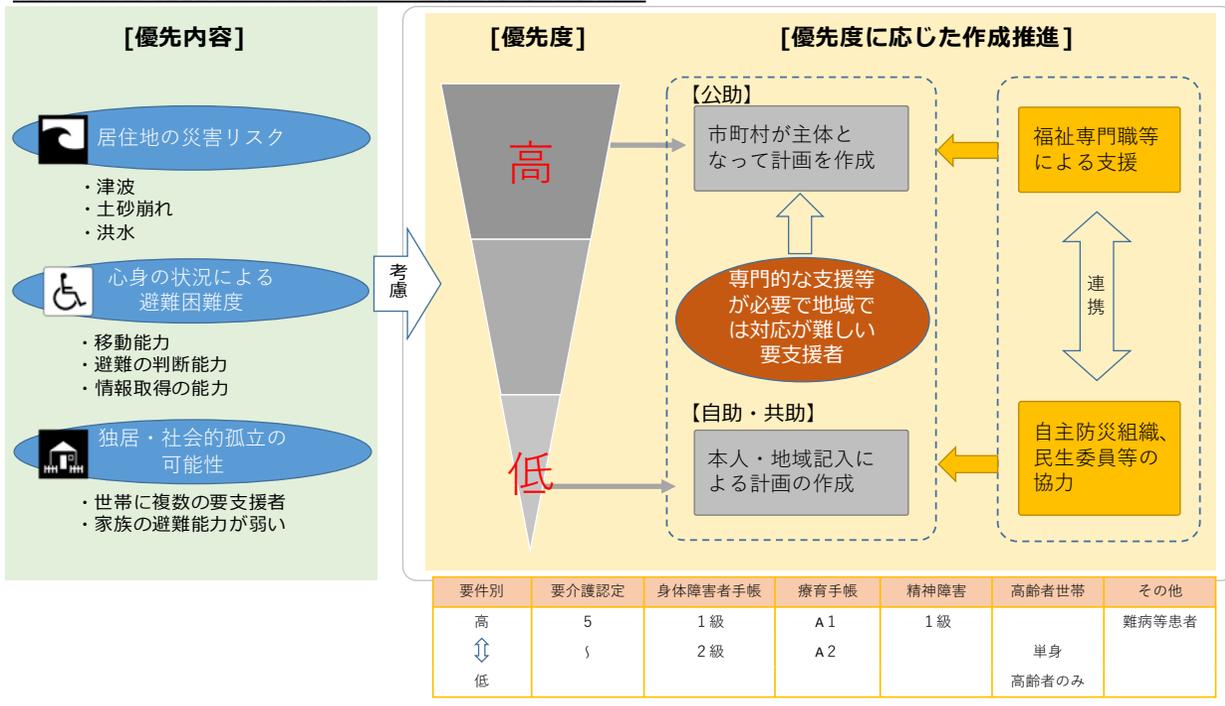
- ・ 県域関係団体やケアマネジャー定例会等で取組を説明し、参画の下地づくり
- ・ 市町村に福祉専門職参画の有効性を啓発しつつ、具体的な手法や資料を提示

◆ 県補助金により支援

【R4年度補助対象(案)】

- ① 福祉専門職等に同意取得を依頼する経費
- ② 福祉専門職等に計画作成(改定含む)を依頼する経費
- ③ 福祉専門職に避難行動要支援者が参加する訓練への同行、助言を依頼する経費
- ④ 計画作成・更新時や訓練実施時に必要性が認められた、避難支援のための資機材の購入費(車椅子、担架等)

優先度を踏まえた個別避難計画作成



個別避難計画に基づく避難訓練の実施

個別避難計画の更新

実効性のある個別避難計画の作成に向けて

避難行動要支援者やその家族、避難支援者、ケアマネージャーなどの福祉専門職、民生委員、自主防衛組織などの協力を得ながら作成

○優先度の設定（施設入所者や長期入院者は対象外）

○要支援者の基本情報

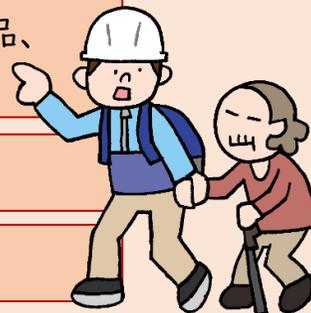
氏名、生年月日、住所、連絡先、緊急連絡先、
家族状況、主な疾患やかかりつけ医、携行医薬品、
避難時に支援が必要な内容 など

○避難支援者の情報

氏名、住所、連絡先 など

○避難場所、避難経路

避難経路等を記した地図 など



作成した計画は要支援者やその家族、避難支援者、行政、民生委員、福祉専門職、自主防衛組織等と共有し、避難訓練を実施

- ・ 定期的な進捗状況の把握、避難行動要支援者担当課長等会議での課題共有
- ・ 計画作成を担う中核的人材の育成、福祉専門職の参画促進
- ・ 市町が抱える課題解決に向けた個別ヒアリングの実施 等

随時、計画の見直し・更新を実施



1 庁内（防災・福祉・地域づくりの関係課）で意見交換の場の設定 ⇒ WG立ち上げ

- ・個別避難計画の趣旨を確認
- ・現状の情報共有（避難行動要支援者数や要件等）
- ・自治会や自主防災組織の活動状況
- ・管内のハザードの状況

計画作成を円滑に進める方法について意見交換

WGの立ち上げ

名簿の見直し
(優先度の検討)

2 地域（自治会・自主防災組織）へ「地区防災計画制度の考え方」「個別避難計画（地区防災計画の要支援者版）の意義」を説明

地区防災計画作成の推進

- ・防災に対する地域の機運を高める

3 民生委員、福祉専門職への説明会を開催

- ・計画作成への協力依頼（全ての要支援者の避難支援者になるものではない旨の説明が必要）

4 避難行動要支援者との面談（当事者・行政・民生委員・福祉専門職）

- ・個人（家族）対応で避難できるか判断

できる

個人でつくる個別避難計画作成

できない

5 地域調整会議の開催（当事者・行政・民生委員・福祉専門職・消防団・自治会等）

地域でつくる個別避難計画作成

地域でつくる個別避難計画作成

6 地区の避難訓練を開催

個別避難計画作成に当たっては、福祉部局と防災部局との連携が必要

福祉関係部局

- 避難行動要支援者名簿の更新時に個別避難計画作成対象者の絞り込み
- 対象者の避難候補先の選別
- 名簿登録者への戸別訪問（市町村職員、社協、CSW等）
 - ・避難先の説明（福祉避難所等）
 - ・避難先への避難方法の確認。

※ 避難先を説明することによって、本人及びご家族において、避難方法等明確な課題がわかることにより、個別避難計画の必要性を感じる事となる。

福祉・防災部局

- 安心して避難できる福祉避難所の確保及び一般避難所における福祉避難スペースの確保
- 地域における避難訓練
- DWATおきなわの拡充
チーム員 118名（R4.2現在）

個別避難計画作成モデル事業ポータルサイト

<https://y-hinan.jp/>

避難行動要支援者に係る個別避難計画作成モデル事業ポータルサイト

注) 構築中のため、今後、構成や内容は随時更新や変更を予定しております。

お知らせ

これまでの「お知らせ」一覧

このポータルサイトは、モデル事業の取組状況や成果を迅速に共有・普及するために作成したものであり、検討段階の内容も含むため、自治体と関係団体に限定したサイトとしています。
庁外や関係団体以外の避難支援等実施者や避難支援等関係者には、ユーザーIDとパスワードは案内せず、個別避難計画の作成主管課が、作成にあたり有用な場合には、ポータルサイトに掲載した情報を提供してください。
(こちらの事務連絡もご確認ください。)

- 2022年4月27日 **新着情報** モデル団体の個別避難計画の様式を掲載しました。 **NEW!!**
・個別避難計画の様式はこちら
- 2022年4月22日 **新着情報** 最終報告会の動画及び資料を内閣府防災のページにアップしました。最終報告会のボタンからページに移動できます。 **NEW!!**

モデル事業概要

- 個別避難計画作成モデル事業 (概要)
- 個別避難計画作成モデル事業 (概要) PDF版
- 個別避難計画作成モデル事業実施団体 (モデル団体) 一覧
- 個別避難計画作成モデル事業実施団体 (モデル団体) 一覧 (取組概要)
- 個別避難計画作成モデル事業実施団体 (モデル団体) 一覧 (事業類型)

ミーティング

- キックオフミーティング
- 合同研修会
- ノウハウ共有ミーティング
- 最終報告会 **NEW**

モデル団体の取組状況

- モデル団体 (市町村) が作成した文書や資料など

研修教材・動画素材

- 研修教材 **準備中**
- 動画素材

資料集

- 関係法令等
- 先行事例

モデル団体の取組状況

- モデル団体 (市町村) が作成した文書や資料など
- モデル団体の個別避難計画の様式
- モデル団体 (都道府県) が作成した文書や資料など

研修教材・動画素材

- 研修教材 **準備中**
- 動画素材

資料集

- 関係法令等
- 先行事例
- 広報・普及啓発

リンク集

消防庁

- 令和3年3月30日 避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果
- 令和元年11月13日 避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果等
- 平成30年11月5日 避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果等
- 平成29年11月2日 避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果
- 平成28年12月6日 避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果 ※平成28年12月7日 数値の一部を修正
- 平成27年8月28日 避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組状況の調査結果

国土交通省

- マイ・タイムライン
- 要配慮者利用施設の浸水対策
- 洪水浸水想定区域図・洪水ハザードマップ

内閣府

- みんなてつくる地区防災計画
- 令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ
- 令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ

関係団体

- 全国社会福祉協議会
- 都道府県社会福祉協議会
- 市区町村社会福祉協議会
- 日本介護支援専門員協会
- 日本相談支援専門員協会

参考資料

- i-BOSAI (個別避難計画作成のための研修プログラム)

モデル団体等専用ページ

モデル事業実施団体・応募団体 (参加希望自治体) のみ閲覧可

入室する

※入室用のID、PASSWORDについて

御質問・御意見